

案件名	第2期かすみがうら市空家等対策計画	
募集期間	令和6年2月20日～令和6年3月4日	
意見受付件数	1件4項目【持参0件、郵送0件、FAX0件、電子申請1件】	
担当課	地域コミュニティ課	
No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>所有者(管理者)は、管理したいが、遠方である・身体的・肉体的な問題を抱えている・時間的余裕がない・管理の手間が大変・管理者を探すのが大変と答えています。費用の問題も14.3%があげています。</p> <p>提案:このアンケート結果から、遠方で年齢的な問題もあり、管理者を見つけるのも大変な人たちを行政が手助けして、シルバー人材センターなどの受け皿を紹介する。行政の仲介であれば安心できるので判断を促す効果がある。</p>	<p>シルバー人材センターなどの受け皿を紹介することにつきましては、対策計画(本編)29ページに記載されております関係機関等との連携において、シルバー人材センターについて記載しており、空家等の見回り・除草・清掃について、空家等の適正な管理の推進に関する協定を令和5年3月20日締結しておりますので、所有者(管理者)に紹介や周知を図ってまいります。</p>
2	<p>所有者(管理者)が遠方に居る高齢者であることが想定されるので、種々の通信手段(ビデオ通話・ラインメッセージ・電話等)を利用して気軽に相談に乗れるようにする。</p>	<p>相談体制に関しましては、対策計画(本編)18ページに記載されております、現行の施策では市広報誌による周知啓発や、空家等に関する相談会の実施を行っていますが、今後の施策として、メールマガジン、アプリ等での情報発信、空家等に関する多様な相談に対応できる人材育成に取り組んでまいります。また、現在の通信手段としましては、文書や電話等での対応となっております。ビデオ通話やオンラインでの相談等については、今後の課題として検討してまいります。</p>
3	<p>昨年12月13日に施行された「管理不全空家家」を厳格に認定し、税の優遇措置を撤廃する。</p>	<p>固定資産税の住宅用地特例の住宅用地特例の解除につきましては、対策計画(本編)23ページ管理不全空家等・特定空家等に対する措置手順、25ページフロー図に記載されているとおり、法律等に基づき対応させていただきます。</p>
4	<p>下稲吉地区では、相変わらずアパートの建設が活発です。仕事等の都合で一時的にアパートで暮らす人のために必要であると思います。しかし、子供持ちの家族が数年にわたって暮らしている例も多々見受けられます。それらの家族は事情が許せば持ち家に引っ越すのでしょう。</p> <p>そこで対案:空家家を改修して、比較的安全な家賃(アパートの家賃並みかそれ以下)で、そのような家族に貸し出す事業を行政で運営(銀行&amp;不動産会社と組んで第三セクターとして)することを検討して欲しい。家族が住んでいてその家と環境が気に入れば購入することも可能とする。所有者(管理者)には、わずかではあるが家賃の一部が収入となるようにする。</p>	<p>空家等の利活用に関しましては、対策計画(本編)19ページに記載されておりますとおり、空き家バンクの事業の推進や、地域おこし協力隊による空家等の掘り起こしにより、空家等の有効活用に努めてまいります。提案に関しましては、今後の参考とさせていただきます。</p>